

婦人関係資料シリーズ

参考資料 No 27

賣春婦の親許調査報告書

—— 山 形 ・ 鹿 兒 島 ——

労働省婦人少年局



は し が き

この調査は山形及び鹿児島県の2県において事例的に行つたもので
すが、売春婦の親許の生活状況や娘の仕事に対する親許の意識など
をある程度あらわしているので、こゝにとりまとめて報告すること
にした。

売春問題が重大な社会問題として世人の関心をたかめている今日、
この報告がこの問題に関心をもち方にとつていくらかでも 参考と
なれば幸と存じます。

1954年2月

労働省婦人少年局

目	次
はしがき	
I 調査の概要	5頁
1. 調査目的	5
2. 調査期日	5
3. 調査対象	5
4. 調査方法	5
II 調査結果の概要	6
III 調査結果の分析	10
1. 親許の生活状況について	10
(1) 世帯人員と世の構成	10
(2) 親の職業	12
(3) 親許の現金収入と耕作地	13
(4) 暮らしむき	16
(5) 住居に關して	18
(6) 戦災、引揚等について	19
2. 売春婦となつた娘の生い立ち等について	20
(1) 少女時代	20
(2) 娘時代	22
(3) 結婚状況	24
(4) 転落當時の状況	25
(5) 働きに出るからの娘の態度	26
3. 親許の売春行爲に対する考え	28
(1) 娘を働きに出したときの仕事内容に対する態度	28
(2) 現在娘が売春を行つてゐることに対する感想について	30
(3) 娘に対する今後の方針	33
(2)	

統計表	目	次
1. 親許の生活状況について		10頁
第1表	世帯員数別の世帯数	10
第2表	世帯主の性別にみた世帯数	10
第3表	両親同居の有無別の世帯構成	12
第4表	親の職業	13
第5表	親許の現金月収と耕作地	14
第6表	親許世帯の耕作地所有状況	15
第7表	家族員数別の生活保護法による金銭給付額	16
第8表	家族の健康状態と服薬の状況	17
第9表	くらしむき	18
第10表	住宅の種類	18
第11表	住宅の建坪	19
第12表	家族員数別の室数	19
第13表	家族員数別の畳数	20
第14表	戦災、引揚等の状況	20
2. 売春婦となつた娘の生い立ち等について		20
第15表	本人の養育者と進学状況	21
第16表	引揚、戦災の有無別の進学状況	22
第17表	娘時代の勤務	22
第18表	売春婦となる前の職業	23
第19表	転落するまでの職業における異動状況	24
第20表	娘時代のけいこき	24
第21表	娘時代の交友	24
第22表	売春婦の結婚状況	25
第23表	転落直前の状況	26
第24表	働きに出ること(売春婦となること)を最初にすすめたもの	26

養育婦の親許調査報告書

I 調査の概要

1. 調査目的

婦女子の養育婦への転落の増加が憂えられている折柄、養育婦の親許において、その生活状況、生長過程、親許の養育問題に対する意識などを調査し、転落の原因を把握するとともに対策をたてるため一資料とすることを目的として行ったものである。

2. 調査期日。1952年 12月～1953年 2月

3. 調査対象

人身売買事件の出身者が比較的多い東北地方の山形及び九州の鹿児島県の2県をえらび、他出家族を持つ家庭で、他出先の職業が売春の疑のあるものを訪問して行ったもので、山形県においては3の世帯、鹿児島県においては4の世帯が調査の対象となった。

4. 調査方法

調査方法としては、まず県労働基準局、労働基準監督署、公共職業安定所、国警、法務局又は、地方方法務局、家庭裁判所、児童相談所等の関係諸機関で把握される資料に基づいて1952年1月以降の人身売買事件のうち特に受入先の職業が売春の疑のある者について調査し（調査票A）、さらにその親許に赴いて母親あるいは世帯主若しくは面接して、その生活状況、売春婦となった子女の生長過程、親の売春問題に対する意識などを聴取したものである。（調査票B）。調査には山形及び鹿児島県の婦人少年室員が当たったが、調査後、各家庭についての感想及び村の概況についてくわしく報告させた（調査票C）。

以上が調査対象及び調査方法である。本文中にも見られる通り、これらの調査対象のうち、調査当時すでに事件の解決をみて、売春婦が親許に帰っていたり、結婚したりしている者もあるが、ここを

第25表	売春婦と親許との連絡	27頁
第26表	売春を行っていることについて親許に打ちあ	
	けているかどうか。	27頁
第27表	売春婦の親許への送金など	28頁
第28表	親の存否	29頁
第29表	親許の売春行為に対する考え	28頁
第30表	「雇われた先でどんな仕事をするか知っているか	29頁
	したか。	
第31表	「勤めに出るとき先方から金をもらいきしたか。	30頁
第32表	「何かほかにも真面目な仕事はありますか。	31頁
第33表	「月収が少なくなつては困りますか。	32頁
第34表	「雇ふくらしに困るときには娘は親のために前借で	
	働きに出しても仕方がないでしょうか。	32頁
第35表	「お金さえ入れればどの仕事かどんな仕事でもかまひ	
	ませんか。	33頁
第36表	「今後娘さんをどうしようと思つていらっしゃるか。	34頁
附 録	調査表	36頁

いう親許とは現在売春婦を出している世帯のみならず、出したことのある家庭を含んでいることを附記しておく。

II 調査結果の概要

1. 親許の生活状況について

売春婦とその構成。出先の職業に売春の疑がある娘たちの親許世帯々ノ（山形30、鹿兒島11）の生活状況を調査した結果をみると、女世帯が12、平均世帯員数は山形4.8人、鹿兒島3.8人となる。

世帯員の構成状況は、一世帯から出ているきょうだいのうち親許に帰っているものと別居しているものがあるので、のべ数43を用いることとしたが調査当時いわゆる親許に親が住んでいたものは38世帯（両親22、片親16）親が住んでいないもの5世帯であり、現在本人が帰定しているものは別として、本への子供を親許に預けてあるもの3、親きょうだいだけのもの22、きょうだいと祖母2、きょうだい及びその他の親類が同居しているもの11となつてゐる。

親の職業。一番多い農業の10を山形だけで占めており鹿兒島に1世帯もないこと。その他の職種が日傭の9をはじめとして馬傭、炭木夫、漁夫、藝夫、各種雇人、雑役夫など殆んどが肉体力労働者とみられる点が特色である。

親許の現金収入と貯金。世帯の全月収が6,000円前後というのが一番多くて9世帯あり、最高15,000～20,000円が2世帯、最低は生活補助料が唯一の現金収入である1,000～2,000円の2世帯でその生活状態の悲惨なことは想像に難くないが、10,000円以上収入がある世帯でも一家をあげて働いて、ようやくその額に達しているというのが実状とみられる。自給、小売にかかわらず世帯に所屬する貯金地のあるものは山形10世帯、鹿兒島2世帯で、そのうち大部分の9世帯は1/5の畝という零細農家である。

くらしむき。生活保護を受けている世帯は41中12である。

家の暮しむきについては「困つてゐる」と答えたものが25、「やつと」が10、「あつ」が2、不明4、調査員の観察したところによれば、家族の衣服健康状態がどちらか普通或いはそれ以上にみえたという世帯は22、他の19は、いずれか一方あるいは両方とも普通以下に悪い状態であつたようである。

住居に関して。過半数の27は持家に住んでいるが、バラック建てや、竈小屋を改造したもの、屋根が傾きくずれか、ついているものなども可成あり、他は借家10、同借2、不明2となつていて、一体に住居の状況はわるい。

室数は2室が一番多く22、1室9、3室6、4室1、通数は、畳、ござを通して1人当り1畳以上2畳未満が一番多くて16.4畳が7、2畳以上3畳未満7、1畳以下5、3畳以上4畳未満が4、10畳1、敷物が何も無いもの1となつており全体的にみてなごからみた住生活は鹿兒島の方が山形よりみじめである。

戦災、引揚等に関して。引揚世帯は山形だけに2、戦災そうけたものは鹿兒島の方に4、長男戦死が山形の方に4ある。

2. 売春婦となつた娘の生いたち等について

少女時代。全体として経済生活に恵まれず、勉強を嫌い、成績が悪く、学校を休みがちなものが多い。山形では両親の許で育ち、小学校卒以上の教育を受け特別な家庭事情のないふうと思われ生いたちのものが30中15いるのに対して鹿兒島には同条件とみられるものが13中4しかない。

娘時代。43名中41名まで仕事についており、さらにそのうち28名は家を出て働いていた。ついたことのある職業は、いろいろあり、のべ就職回数は80となるが、うちわけをみると、繊維関係その他の工賃が最も多く32、日雇雑役等が10、飲食料理店、旅館の女中計17、個人宅の女中9、近所の手伝いなど4、その他8となつてゐる。

勤務状況は、取組／へる回／ものが一番多くて5名、なかには1／年間に2回というのがある。はじめは工賃、個人宅の女中専ら堅実な所に比較的長くつとめ、取組するうちに勤務期間も短かくなり接客業務的なものに移ってゆくというのが概してみられる傾向である。

けいこごをなしたものは少く、7名で、洋裁、和裁、三味線踊りなどである。

交友状況は、とくに派手とか男友達が多かつたというものは少く7名、他は近所又は取組の女友達といつちにつき合う程度2／、ほとんど交友なしのものなし8、不明2となつている。

結婚状況、調査当時既婚と答えたもの11、未婚者2で既婚のうちわけは有夫のもの3、死別2、高別6で、有夫のうち1は結婚後夫によつて売春場に来られており、2は更生後結婚したものである。

販路当時の状況、取組直前の娘達の状態は、失取して自宅に帰り、取をさがしていた者が一番多く20名、飲食料理店、旅館などのせ中11、工賃7、その他で販路の理由は数人、例外的に親許の回答及び親許の生活状況から推して生活苦とみられる。販路場となることを最初にすゝめたものは同族入り、友達、知人、夫／人、実兄／、料理屋のおかみ／、不明25と答へ出ている。

働きに出るからの娘の態度、娘と親許の連絡がとれているものは23あり、うちわけは、「時々帰宅」9、「時々便あり」13、「2ちからら会いに行く」1で、「ほとんどなし」が13、本人が歸郷して親許に同居しているものや現在その家庭に居住して売春を行つてゐるもの、5となつている。

売春という仕事について親許にうちあけてゐるものは少く、わずか4名で他の39名は、「何もいわない」と答へている。親許への送金状況は、月々送金しているもの10、時々金を

とどけるもの15、時々両方をとどけるもの2、全然親許へ送金していないもの15、不明1となつており定期的なものの金額は500円から5000円までである。なお以上に肉迫して親の存否状態をみると、両親生存のものみ4、片親生存のもの14、両親のいないもの4、不明1となつている。

3. 親許の売春行爲に対する考え

娘を働きに出したときの仕事内容に対する態度。"産われ先でどんな仕事をするか知つていたか"に対する答は、「知つていた」18、「知らなかつた」8、「だまされた」12、不明5又、「勤めに出すと先方から金をもらつたか"に対しては「もらつた」11、「借りた」3、「もうゆぬ」14「忘れた」1、不明14と答へている。

現在娘が売春を行つてゐることに対する意見について。"何卒ほかに真面目な仕事はないか"の問に対する答を整理した結果「今のまゝでよい」9(山形のみ)「転職させたい」12(山形4鹿兒島5)で以上28は売春を肯定しているものとみられ、否定している答としては「転職させたい」1(鹿兒島)「既に転職又は転業をもつて考へてゐる」7(山形3、鹿兒島4)があり、回答同数が7(山形4、鹿兒島3)となつてゐる。さらに現実問題として"月収が少くなると困りますか"という問に対しては、「今のまゝでよい」2(山形のみ)「少くなると困る(困意の様子で)」16(山形12、鹿兒島4)と売春を肯定したものが計18「少くなつてもよい」と否定したものが6(山形3、鹿兒島3)無関心の態度を示したものの7(山形8、鹿兒島1)回答同数10(山形5、鹿兒島5)である。

又"親がくらしに困るときは娘は親のために前借で働きに出しても仕方がないか"に対する回答は「当然である」2、(山形のみ)「いろいろの通由から止むをえない」21(山形15、鹿兒島6)「いけない」14(山形7、鹿兒島7)態度不明瞭4(山

形物のみ不明又は山形のみ「お金さへあれば他の仕事がある仕事でもかまわないか」の質問に対しては、「かまわない」11、(山形のみ)「止むをえない」18、(山形14、鹿児島4)、「いけない」10、(山形2、鹿児島8)不明4(山形3、鹿児島1)であった。

娘に対する今後の方針。「今後娘さんをどうしようと思つてゐるか」に対しては「更生させたい」及び既に更生している場合の計が21(山形11、鹿児島10)「将来及び当面親現状をかえることは考えていない」の計18(山形16、鹿児島2)、「考慮不明でどれを知りたいとだけ考えている」2(山形のみ)、本人死に2、(山形のみ)となつてゐる。

Ⅲ 調査結果の分析

1. 親許の生活状況について

(1) 世帯人員と世帯構成

第1表 世帯員数別の世帯数

県	世帯員	計	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人
山形		30	0	11	5	2	5	2	4	1
鹿児島		11	1	4	3	2	0	1	0	0

第2表 世帯主の性別にみた世帯数

県	世帯主の性別	計	男世帯	女世帯
山形		30	23	7
鹿児島		11	6	5

きようだいで庇眷婦として本調査の対象となつたものが2組あるので、親許の世帯数は庇眷婦数より2世帯少く41世帯となるが、このうち12世帯は女世帯(山形7、鹿児島5)で、世帯主自らが庇眷婦となつてゐるものが2世帯、(いずれも山形)ある。

世帯員数は3人というものが15世帯で、このケースが一番多い。7人以上の世帯は山形7、鹿児島1で平均世帯員数は世帯家族をのぞいて4.6人(山形4.8、鹿児島3.8)である。(第1表参照)

世帯員の構成状況についてはきようだいで庇眷となつてゐるものの1名が親許に同居しており、他の1名は別居しているというケースもあるので、延数をとりなす世帯としてあつたこととした。

調査当時本人が親許世帯に同居してゐるものは5、別居してゐるもの5、又親許世帯に現在親が住んでゐるもの付る8(両親22、片親16)親が住んでゐないもの5で、本人が同居してゐる場合、本人と両親だけが1、本人と親ときようだいのほか母と子供、父と夫と子供と一緒に暮らしてゐるものが、それぞれ1、世帯ずつある。

親許に本人が同居してゐない場合の世帯構成は本人の子供がゐるもの3、親きようだいのものが一番多くて22、このうち両親そろつてゐるものは16、母だけのもの6(これらの親は1名の継母をのぞき他はすべて実父母である)、きようだいと祖母だけのもの2、他の11はきようだいの家族、その他親類など同居してゐる。(第2表参照)

第3表 両親同居の有無別の世帯構成

世帯構成		計	両親同居	片親同居	両親同居せず
計		43 (12)	22 (5)	16 (7)	5 (1)
本人同居のもの	小計	5 (2)	2	3 (2)	
	本人	1	1		
	本人+子供	1		1	
	本人+兄弟	2 (1)	1	1 (1)	
	本人+夫+子供	1 (1)		1 (1)	
本人同居せず	小計	38 (11)	20 (5)	13 (5)	5 (1)
	子供	3	1	1	1
	兄弟	22 (8)	18 (5)	4 (3)	
	兄弟+祖母	2 (1)			2 (1)
	兄弟+その他親類	2 (1)	2	4 (1)	1
	兄弟+その他親類	2 (1)		2	
	その他の親類	2	1		1

注()内は鹿児島県の内数

(2) 親の職業

本調査対象となつた親の職業においてみられる著しい点は、一番多い職業の10世帯がすべて山形であり、鹿児島県の親の職業としては、農業を本職としているものが1つも無いことである。次に多いのは日傭の7(山形6、鹿児島1)で、あとは、商業6(山形5、鹿児島1)無職4、(山形1、鹿児島3)をのぞき農林、伐木、漁業、鉱業、それから袋物、ブリヤ、大工、製材、製函、クリーニング等の職人、雑役夫などで肉体的労働者と思われるものが大部分を占めている。

(第4表参照)

(22)

第4表 親の職業

県	計	山形	鹿児島
計	41	30	11
農業	10	10	
林業	1	1	
伐木	1	1	
漁業	1		1
鉱業	1	1	
袋物	1	1	
ブリヤ	1	1	
大工	1	1	
製材	2	1	1
製函	1	1	
クリーニング	1		1
日傭	9	6	3
雑役夫	1		1
商業	6	5	1
無職	4	1	3

(3) 親の現金収入と耕作地

農業を営んでいる世帯もあるが、その大部分は耕作地もせまく、生活保護をうけたり、家族が働いた収入や仕送りにするものが多いため、収入に因する苦味はないといえる。現金収入についてはとくに異例に与えられない。家族収入を全部合わせて15,000~20,000円というのが最も多く、二世帯あるが、そのうち1世帯はさうだいたい2人が生活費をまわっている家である。(鹿児島)。次に10,000~15,000円が5世帯で総額100,000円以上現金収入のある家が4世帯あることになるが、

実際は、いずれも父親又は長男、次男が主な働き手となつており、その上に子供や妻の収入をあわせてやつと10,000円以上になるという状態である。一番多いのは6,000円前後の7世帯であり、最も低い1,000~2,000円の2世帯はいずれも生活保護法による扶助料だけが現金収入でそのほかには耕作地を持っていないだけである。

このうちの1世帯(鹿児島)は白痴と入院中の孫をかかえ、77歳の祖母が1,300円の生活扶助料だけで生活している。2,000~3,000円の2世帯も、ひどいことには受けて、そ

(13)

のうちノけんは農業を営んでいるが、他は世帯主が不買者であつたり病人であつたりして廃業となつてゐる暇からの仕送りをもつてゐるという状態である。

現金収入不詳の家庭には、出かせぎの娘やむすめの収入如何によつて家の収入がさがるもの（ノ世帯）、父が妻宅に居つてゐるもの（ノ世帯）、妻を家に入れているもの（ノ世帯）などがある。（第5表参照）

第5表 親許の現金月収と耕作地

耕作地 月収	計	0	5セ以下	6セ 10セ	11セ 15セ	16セ 20セ	21セ 25セ	26セ 30セ	31セ 50セ	51セ 100セ	101セ 200セ	200セ 以上
計	41 (1)	27 (2)	1 (1)	0	4 (1)	2	2	0	2	1	1	0
1,000円未満	0											
1,000円以上 2,000未満	2 (1)		1 (1)			1						
2,000 ~ 3,000	4 (1)	2 (1)			1				1			
3,000 ~ 4,000	3 (2)	3 (2)										
4,000 ~ 5,000	3 (1)	2 (1)										
5,000 ~ 6,000	5 (1)	3 (1)			1					1		
6,000 ~ 7,000	4 (1)	3 (1)			1							
7,000 ~ 8,000	3	2				1						
8,000 ~ 9,000	1	1										
9,000 ~ 10,000	2	2										
10,000 ~ 15,000	5 (3)	5 (3)										
15,000 ~ 20,000	2 (1)	1			1 (1)							
20,000 以上	0											
不詳	7	5							1		1	

注 () 内は鹿児島県の内数

田畑などの耕作状況は親の職業のどこでもみられる通り、本職を農業と答えたものはノ世帯だけであるが、自作、小作にかゝるわがす一応親許の家に所有する耕作地があるものは山形ノ、鹿児島ノ、山形ではノ85畝というノ例を除く以外、ノ世帯はノ1170畝、職業は、「農業」と答へながら現在全然土地を持たない世帯とあつてゐる。この2世帯のうちのノは結婚して親の家を出た後廃業となり、引継ぎ一戸をかまえてゐるもので、これを親許として調査対象としたためであり、他のノは、父死亡後生活に窮して土地を手放したためである。又鹿児島土地所有世帯は2世帯あるが、何れも本業は農業でなく、その面積はそれぞれ3畝と1/2畝である。

なお親の本業が農業となつてゐる場合ノ世帯中ノ世帯は小作である。（第6表参照）

第6表 親世帯の耕作地所有状況

耕作 面積	計	山形						鹿児島		
		小作		自作		不明		小計	農業	非農業
		計	小	計	自作	小	不明			
計	14	12	10	3	6	1	2	2		2
0 畝	2	2	2		1	1		0		
1 ~ 5	1	0	0					1		1
6 ~ 10	0	0	0					0		
11 ~ 15	4	3	1		1		2	1		1
16 ~ 20	2	2	2	1	1			0		
21 ~ 30	1	1	1		1			0		
31 ~ 50	2	2	2		2			0		
51 ~ 70	1	1	1	1				0		
71 ~ 100	0	0	0					0		
100 ~	1	1	1	1				0		

注、本表は親の職業が農業のものノ、非農業であるが現在耕作地を有するものとの計ノ世帯についてのみのものである。

(4) くらしもぎ

生活保護を受けている世帯は4/世帯中12世帯で、金額は5,000円が最高で1世帯、世帯当り3,000円/世帯、2,000円5世帯、1,000円5世帯である。

この5,000円の扶助を受けている世帯は7年前に子供4人と母親を残して夫が死亡し、世帯主自ら売春婦になつて収入を得ている例で、本人の収入はわずか1,000円でそのほかに夫がつとめていた会社から好意的に毎月1,000円もらっており計2,000円で生活をしている。(第7表参照)

第7表 家族員数別の生活保護法による金銭給付額

世帯員数	給付金額	計	1,000円~2,000円未満	2,000円~3,000円未満	3,000円~4,000円未満	4,000円~5,000円未満	5,000円~6,000円未満
計		12 (2)	5 (2)	5	1		1
3人		3 (1)	2 (1)	1			
4人		3	1	2			
5人		3 (1)	1 (1)	2			
6人		2			1		1
7人							
8人							
9人		1	1				

注。かつこ内は鹿児島県の内数
。本表は生活保護法による金銭給付を受けているものの数について表したものである。

家族の衣服、健康状態について調査員が感じたところをききとめてみると、ふつうの服装で、ふつうの顔色というものが20世帯(山形13、鹿児島7)あり、衣服は普通であるが、健康状態はそれ以下、あるいはその反対のものが6、(山形5、鹿児島1)。ほろほろ及び稍ほろほろの服に疲弊もしくは稍疲弊をした顔をしたものが13世帯(山形11、鹿児島2。)おとほ服装も顔色もよいという

母と兄と二人で商をして生活している所が1世帯、服装がよく顔色が普通なのは親娘3人暮らしで、その家が売春宿になつている1世帯である。(第8表参照)

第8表 家族の健康状態と衣服の状況

調査項目	計	良	普通	稍ほろほろ	ほろほろ
計	41 (21)	2 (1)	21 (1)	6	12 (3)
良	1 (1)	1 (1)			
普通	26 (14)	1	20 (1)	3	2 (1)
稍疲弊	2			1	1
疲弊	12 (2)		1	2	9 (2)

注。()内は鹿児島県の内数

家の暮らしぶりさうですか」との問に対しては「らく」と答えたものが2、「困っている」と答えているものが25、「やっど」と答えたものが10、不明々、である。もとよりこれは答えたものの主観によるもので、これによつて「暮らしむき」を判定するとは出来ないが、「らく」と答えた鹿児島県の2例をみると、その一つは、父と、母夫婦(2の娘は夫によつて売春婦に売られたことがあつた)子供1人の4人暮らし、7坪2室、築年数55の借家、(家賃不明)に住み、66才の父は日暮に出、母夫婦は母を一とち持つていて2人でじやり積をしており、世帯の月収手取額が11,600円となつてゐる。このほかにもう1人、家を出て現在売春婦をしている娘があり、金の仕送りはしていないが、金、正月などは父に下駄、メリヤス等を貰つてくれる。もう一つのケースは、64歳の母親と砂上げ人正をしている26才の長男、トラック上乗りをしている20才の次男の3人暮らし、11坪、3室、12畳、バラック建てはあるが持家に住み、悪天候が続けば月収手取額は11,250円位になるが、悪天候が続くと息子達の仕事がなくなり、貯金がないので、すぐ困る状態である。調査員の徴察によると「見たところ貧乏という程ではないが家財道具はない」とある。(第9表参照)

第9表 暮らしむぎ

生活程度	計	ゆ	く	や	つ	と	困	つ	て	は	不	明
山形	30	0	5	2	1	4						

鹿見島	11	2	5	4	0							
-----	----	---	---	---	---	--	--	--	--	--	--	--

4ノ世帯中過半数の2ノ世帯(山形20、鹿見島7)は持家住宅であり、現在農業を営んでいる世帯は全部また自宅を営業しているもの(製函、袋物製造、フリマヤ等)及び無職の世帯の大部分がこのなかに含まれている。借家住いの1ノ世帯(山形8、鹿見島2)及び同階の2世帯(山形1、鹿見島1)は、日やといや、世帯主自身が現在死体婦をしているものが殆んどで月々200円〜600円(例外としてノ軒だけ2,500円)の家賃、100円〜150円の同代をそれぞれ支払っている。家を持っているものが比較的多いとはいえ、これらはすべてが家らしい家とは言えず、バラック建が可成あり、中にはにわとり小屋を改造した小屋でどれも元の家主から追い立てられたとき娘の前借金2万円で建てた」といっているものもある。(山形)。『細りとりは入口だけで一つの窓もなく、火倉のような所によく見ると奮目の母と、病気の娘の2人がねていた』(山形)という調査員の記録もあり、また「家は傾いて今にも倒れそうで床板に薪を使つてあるので夏など小虫がわく」(山形)というものもあった。(第10表参照)

第10表 住宅の建類

住宅程度	計	持家	借家	同階	不明
山形	30	20	8	1	1
鹿見島	11	7	2	1	1

3つの住居の都分だけについていわれたものでなく、板の間、店、仕事場も数に入れているとみられる。ひどい間として、中風で寝込んでいる父を入れて家族6人が6畳一室の生活をしている場合や家族4人が板の間の一室で生活している場合などがある。

(第11表第12表参照)

(18)

(5) 住居に関して

第11表 住宅の建坪

建坪	計	5坪〜10坪未満	10坪〜15坪未満	15坪〜20坪未満	20坪〜25坪未満	25坪〜30坪未満	30坪〜35坪未満	35坪〜40坪未満	不明
山形	30	10	7	6	3	2	1	1	0
鹿見島	11	5	4	1	0	0	0	0	1

第12表 家族員数別の室数

家族員数	計	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人
計	41 (1)	1 (1)	15 (4)	8 (3)	4 (2)	5	3 (1)	4	1
1室	9 (5)		3 (3)	2 (1)	2 (1)	2			
2室	25 (6)		10	5 (1)	1	1	3 (1)	4	1
3室	6 (4)	1 (1)	2 (1)	1 (1)	1 (1)	1			
4室	1					1			

注 () 内は鹿見島の内数

畳については、鹿見島でも11世帯中2世帯は畳がなく土間を用いているが、山形の場合は土地の習慣もあるらしく、30世帯中16世帯が畳を用いず、ござ又はむしろをしいて暮らしている。鹿見島の2人家族で1室、山形の4人家族で1枚の畳もござもない、という例外を外けば、畳ござを併せて考えた場合、家族1人当り約4畳がク(山形6、鹿見島1)3畳以上4畳未満が4(山形3、鹿見島1)、2畳以上3畳未満が(山形6、鹿見島1)1畳以上2畳未満は一室多数で16(山形12、鹿見島4)1畳以下5(山形2、鹿見島3)となり、玄さからいって住生活においても鹿見島の方が山形より狭小であるといえさう。(第13表参照)

(6) 戦災、引揚等に関して

現在の生活状況に影響するものとして、戦災、引揚等に関する事を詢問した結果、引揚者は山形に2世帯(樫太1、瀬州1)戦災被害者は、鹿見島に4世帯、長男戦死家族が山形に4世帯あった。なお2の2については、文章の死体婦となった娘の生い立ちの所でものべることにする。(第14表参照)

(19)

第13表 家族員数別の人数

家族員数	計	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人
計	41 (1)	1 (1)	15 (4)	8 (2)	4 (2)	5	3 (1)	4	1
置出し	1			1					
10人以上	6 (3)		3 (3)	2 (1)	1 (1)				
5~10	45 (2)		3	2 (1)	1	4	2 (1)	3	
10~15	17 (3)		9 (1)	2 (1)	2 (1)	1	1	1	1
15~20	1			1					
20~25	1 (1)	1 (1)							

注(1) 昭和18年当時の人数

第14表 戦災、引揚等の状況

項目	計	引揚来産	戦災来産	長男戦死来産	点
山形	30	2	0	4	24
鹿兒島	11	0	4	0	7

2. 売春婦となった娘の生い立ち等について。

(1) 少女時代

売春婦の親許において彼女たちがどうして転落して行ったか、その生い立ちについて調査したが、その結果として、彼女たちの少女時代において全体を通じてみられる傾向は、おしなべて生い立った家庭が経済的にまずしかったこと、「学校を好んだ」、「よく勉強した」、「成績がよかった」といわれる者が少く、「成績が悪かった」、「休みがちであった」者が多い（山形13、鹿兒島7）こと、性格は、内気難思い、派手好き、勝気なところがある。さらにうちわけをみると山形の場合、実父母に育てられたもの24名はすべて小年以上の教育を受けているが、このうち父に妻があつたもの2（うち1は引揚）すでに売春婦となつていた2人の姉をまねて勉強せず早くからおしゃれに美味をついていたもの1、母が後妻であつたため異母さようにいかに気苦労したものの1、本人が低身長もしくはこれかんのもの3、引揚ノ（前記のもの同）か、不明ノなどを除くと比較的に少く、少女時代を過ごしたと思われる

ものが30名中、15名いることになる。父の死亡後母の手1つで育てられたものは3名いるが、うち1名は小学校中退で娘の難儀婦として働いていた母とともに暫々と山をわたり歩き、母の仕事を手伝つたり、自ら日雇仕事をしながら成長している。1名は実父と離婚した母につれてられて三度父を変えており、小学校を中退している。その他、実父と継母、実母と義父、継母に育てられたものがそれぞれ1名づついる。鹿兒島の場合は、13名中両親の許で育ちかつ小学校年以上のものが4名（うち2名はさようだいで戦災者）、早く母に死別し、戦災にあい父親だけに育てられたもの2名（さようだい）、母親だけに育てられたものは4名。（うち2名は戦災）で、全部小さいときから家の手伝いや子守、女中奉公（3）、踊が好きでわがまま（1）などの理由から小学校を中退しているか不就学である。

第15表 本人の養育者と進学状況

育てたもの	学	計	小学校		高等小学校		中学校		不就学
			年	中退	年	中退	年	中退	
山形	計	30	11	2	10	4	1	2	0
	実父母	24	9		8	4	1	2	
	実父のみ	0							
	実母のみ	3	1	2					
鹿兒島	計	13	5	4	1	0	1	1	1
	実父母	5	2*	1	1			1	
	実父のみ	2	2*						
	実母のみ	4		3					1
その他	計	2	1				1		
	実父母								
	実父のみ								
	実母のみ								

注 * 休印はさようだい。

その他は母に早く死別し、叔父（父の弟）の家族と同居し、主に祖母に育てられたが、父が短気でよく叱り、叔父の家の子守、娯楽などに追われて離れし者1、継母にわがままに育てられた

もの／＼なっている。

第16表 引揚、戦災の有無別の進学状況

項 目	学 生	計	小 学 校		高等小学校		中 学 校		不就学
			卒	中退	卒	中退	卒	中退	
山 形	計	30	11	2	10	4	1	2	
	引揚	2			1			1	
	戦災	0							
鹿 児 島	計	13	5	4	1	0	1	1	1
	引揚	0							
	戦災	6	2*	2					
鹿 児 島	計	13	5	4	1	0	1	1	1
	引揚	0							
	戦災	6	2*	2					

注 市印はさようだい2組

(2) 戦時時代

高小を出てすぐに他県の都市でテキサの親分をしている伯父の家に遊びに行っていたという者(山形)及び／＼名の家族(鹿児島)従軍者以外は、全部仕事についており、理由は大部分が生活の爲とみられる。しかも多くの者が、親もとを離れた家を出て働いている。(山形30中16、鹿児島13中、12)(第17表参照) 第17表 戦時時代の勤労

県 別	勤 務	計	家を出ていた		家にいた		
			就職	その他	就職	家族従事	家事
山 形	30	16	1	1	12	1	0
鹿 児 島	13	12	0	0	1	0	0

職業別には、専らに従事した事がある者は電話交換手をした事のある／＼名で、他は工員をしたことがあるもの30、日産種役、牛乳配達などをしたことがあるものが10、飲食料理店、旅館の女中、をしたもの17、個人宅の女中7、パタンゴヤ

映画館のサービス係2、見習看護婦1、かみゆい1、舞踊団員2、子守、近所の手伝いなどで、その仕事は殆どが肉体労働である。(第18表参照)

第18表 従軍婦となる前の職業

職 業		計	山 形	鹿 児 島
計		80	52	28
工 員	織 造 肉 保	21	14	7
日 傭	その他	11	9	2
女 中	雑役等	10	9	1
飲食	料理店	12	7	5
旅 館		5	4	1
個人宅		9	6	3
娯楽施設	サービス係	2	0	2
電話交換手		1	1	0
見習看護婦		1	1	0
かみゆい		1	0	1
舞踊団員		2	0	2
子守	近所の手伝い	4	0	4
農業(農業)		1	1	0

注 調査対象者が就職したところのある職種数、5) いる。又山であるため職種総数は従軍婦数と一致しない。

形の電話交換をしていた者は4年間交換手をし、残り3年間毎朝工場に務めた後結婚し、子供が満1年にならぬ内に離婚し、生活のため転落している。その他では個人宅に女中をしていた者に1年位というのが5名(山形2、鹿児島3)いるが、他はほとんど1年未満で長続きしておらず、1月未満というものもあり、だいたい初めに工員、個人宅女中など堅い職業につき比較的長く務め、転落するにつれて接客業的なものに転じて行き、勤労期間も短くなっているようである。鹿児島7回転落しているものの例をみると、製糸工2年、女中1年、製糸工1年、女中3ヶ月、ガラス工場3ヶ月、

取組第サービス係5ヶ月、旅館女中6ヶ月、豆腐工場2年、旅館女中1年と転々と変っている。(第19表 参照)

第19表 転落するまでの職業における異動状況

異動先	計	0回	1回	2回	3回	4回	5回
山形	30	2	6	15	5	2	0
鹿兒島	13	0	4	3	2	3	1

娘時代にけいこをしたといふのは山形で洋裁、和裁、三味線、鹿兒島では後に舞踊団に入った友人が踊りを習っており、いわゆる娯楽業といわれるお花、お茶などをけいこしたといふものは1人もいない。(第20表 参照)

第20表 娘時代のけいこ

けいこ	計	和裁	洋裁	三味線	踊り	なし
山形	30	3	1	1	0	25
鹿兒島	13	0	0	0	2	11

交友状況としては、近所や、同じ職場の同性と普通につき合っていたといふのが一審多々2/3名、飲みのにおわれて暇がない、内気であるなどの理由で「友達がほとんどなかった」と答えている者が8名、「つぎ合が下手で友達の数が多かった」「男友達もいた」といふものが計7名いた。(第21表 参照)

第21表 娘時代の交友

交友状況	計	交友の多い	同性の交友	交友は少ない	不明
山形	30	6	15	4	5
鹿兒島	13	1	6	4	2

(3) 結婚状況

親許で再婚した結果によると、売春婦となつた娘達のうち、調

査当時すでに結婚しているもの1人、未婚3人となっており、現在夫を有するものは3名で、全部夫と同居し家庭生活を営んでいる。山形の1名は売春婦であつた手を洗して雅座の司子諸番しており、鹿兒島の2名中1名は朝鮮人である夫の借金のため、一度夫によつて死んでいる。他の1名は昭和28年1月以来未婚生活に入つたとある。

死別の場合の山形の1名は25才で結婚、子供が4人生れた後夫に死別し、6年同生活保護法の適用を受けて頑張つたが、老母と子供をばいえてどうにもならず、ついに子供を母に託して売春婦となっており、他の1名は、最初の結婚で一男が生まれて向もなく夫に死別、後夫と関係したため姑が家を出、男との間に4人の子供が生まれた後夫にも死別して生活に戻り、間接、雑役、料理屋の女中などいろいろのこをしたが子供を養つてとな出来ず求人ギヤンアの洋館となつたといつてゐる。

離婚者は6名いるが山形の5名はいずれも結婚生活はみじかく1年以下で、うち2名は子供を残されている。鹿兒島の1名は最初の結婚生活が3年間、後再婚し1年半位を再び離婚している。(第22表 参照)

第22表 売春婦の結婚状況

県	結婚状況	計	既 婚				未 婚
			小 計	有 夫	死 別	再 婚	
山 形		30	8	1	2	5	22
鹿 兒 島		13	3	2	0	1	10

(4) 転落当時の状況

転落直前の状態をみると、失敗して自宅に帰り家業や数筆を手伝いつつ生活苦家賃の都合が悪いなどの理由から、「いい暇がないか」とさかしていた者が多く20名、(山形13、鹿兒島7)次が飲食料理店、旅館などの女中をしていた者11名、(山形9、鹿兒島2)工頭7名(山形4、鹿兒島3)凡そ理と個人宅の女中がそれぞれ1名ずつ、日傭に出ていた者1、他家の被服、

を手伝っていた者、助産婦で入院加療中治療費を自給の力で
かせぎたいと思っていたもの、となつてゐる。(第23表参照)

第23表 戦前直前の状況

県	計	食料の 足りない 人	女				男	日 籍	他 の 職業 ない	食料 不足
			飲料料	茶 料	風呂屋	個人宅				
山 形	30	13	6	3	0	1	4	1	1	1
鹿 児 島	13	7	2	0	1	0	3	0	0	0

戦前の理由については、戦後の機会を与えたもののとりもちが、
一強く締められたからとか、うまい話だったからなど一をのべ
たもの、生活苦、家族関係の苦悩をのべたものなど、答の内
容がまちまちであるが、過剰生活苦が大部分と推察され、戦前
の家族関係のつらさのみが理由となつてゐる者は少数とみられる。
最初本人に付きに出ることをすすめたものは「同施人」と答
えてゐるものが7名(山形3、鹿児島4)で一奇多いが、大兄
(山形)、大(鹿児島)というのもそれぞれ1名ずついる。他
は友達(山形3)料理やおかみ(山形1)知人(山形3)な
どで、はつきり答へない者も25名(山形15、鹿児島10)に及ん
でゐる(第24表参照)

第24表 働きに出ること(専業主婦になること)を最初にすすめたもの

県	計	同施人	友達	知人	料理のおかみ	大	兄	不明
山 形	30	7	3	3	1	0	1	15
鹿 児 島	13	2	0	0	0	1	0	10

なお「同施した」とか「強めた」とは言つてゐないが、「親が同
意した」とはつきり答へてゐる者も3名(山形2、鹿児島1)
いる。

(5) 村を出てからの親の健康

売春婦として働きに出ている娘の親許への連絡状況についてみ
ると、現在親許に居住してゐる5名(山形3、鹿児島2)をの

ぞき、連絡がある者23、ほとんどない者13、不明2、とな
つており、連絡がある者の内訳は、時々帰宅する者が7(山形
8、鹿児島1) 時々復りのある者13(山形6、鹿児島7)
こちらから会いに行く者1、で、時々帰宅する者は片親だけの
者、両親のどちらかが病氣のもの、子供を親に託してある者な
ど、例外なく、両親健在でないものである。(第25表参照)

第25表 売春婦と親許との連絡

県	計	あ り		時にこちらか う会いに行く	親許に 住 居	ほとんど な し	不 明
		時々帰宅	時々復り				
山 形	30	8	6	1	3	11	1
鹿 児 島	13	1	7	0	2	2	1

売春婦をしてゐるこゝについて、親に打あけてゐるものはツム
々名(山形3、鹿児島1)しかおらず、残る27名は「何
言わないと答へてゐる」「つらいともらしてゐる者はわずかな
で、どれも親には話らず姉にだけ話してゐる。あとの3名は「
金をたくさんもうけるつもり」「水商売で成功しようと思つて
ゐる」「ばい毒にかつたので思つてよくに謝けないので収入が少
ない」と語つたと親許では話してゐる。(第26表参照)

第26表 売春を行っていることについて
親許へ打ちあけてゐるかどうか

県	計	あ り	な し	不 明
山 形	30	3	25	2
鹿 児 島	13	1	12	0

親許への送金状況を、現在売春
婦をしてゐるものと及び現在やめた
ものについては過去の売春婦時代
についてみると、毎月額をきめて

送金してゐる者は10名(山形7、鹿児島3)、家に帰つた時
や、正月や金など不定期に現金を出してゐるものが15(山形
7、鹿児島8)、現金は家に入れないが親、きょうだいの下
へはきものなど品物をとぎける者が2(山形1、鹿児島1)で
不明1、を除く後15名は、「全然親許への送金をしてゐない」
と答へてゐる。定期的に送つてゐるものの金額は500円2名
(山形1、鹿児島1)、1000円3名、2000円1名、30

〇〇円2名、5,000円/名、親と同居して生活費を贈っているもの/名で、このうち両親健在のものはいく名いるが、/名は同居、/名は親の方から時々娘の所にとりに行く(3,000円)いまだ/名は本人は低脳で、5,000円づつ送金しているというケースである。残る7名はいずれも母親だけのもの、(山形1、鹿児島1)か、両親のどちらか一方だけのもの、(山形4)、両親がなく祖母に育てられたもので、(山形1)この場合行商をして月収6,000円を得ている祖母に月々5,000円ずつ送金している。(第27表参照)

第27表 鹿春婦の親許への送金など

県	送金回数	計	定期貯金	現金		なし	不明
				現金	品物		
山形	30	7	7	1	10	1	
鹿児島	10	1	6	1	5	0	

ゆきに出るからの娘が、態度に問題あるものとして、現在の親の存否状況を見ると両親あるもの24名(親在13、同方或いはいずれか一方が病身11)、片親のみもの14名(父のみ4、母のみ10)、両親のないもの4名、不明/名となっている。(第28表参照)

3. 親許の鹿春行商に対する考え

(1) 娘をゆきに出したときの仕事内容に対する態度

娘が鹿春婦になった時の親許の態度についてはすでに、「鹿第当時の状況」項でも述べたが、「雇われた先の仕事内容が鹿春婦である。」ことを親許が承知していたか否かについてみると「雇われた先でどんな仕事をするか知っていましたか」の問いに対して「知っていた」、「うすうす知っていた」の計が/名(山形13、鹿児島5)「知らなかった」、(山形5、鹿児島3)「伝えられた」、/2、(山形4、鹿児島5)、不明5となっており、「知っていた」の割合に「国策のみとめる態度」と思っていた」と当然のことであるかのように答えているものも/名ある。「知らなかった」者の

第28表 親の存否

状態	親	計	山形	鹿児島
計		43	30	13
両親生存	小計	24	18	6
	父健在	13	10	3
	父病身	2	2	
	父従親	6	4	2
	父母親	3	2	1
片親のみ生存	小計	14	8	6
	父健在	4	2	2
	父病身	7	4	3
	父従親	3	2	1
両親なき者	不明	4	3	1
	不明	1	1	

いた」と答えている。(第29表参照)

第29表 「雇われた先でどんな仕事をするか知っていましたか」

県	計	知っていた	知らなかった	伝えられた	不明
山形	30	13	5	7	5
鹿児島	13	5	3	5	0

次に「ゆきに出すとき先方から金をおりましたか」の回答では「もらった」ものが/名(山形4、鹿児島4)「借りた」者3名(山形2、鹿児島1)で、「もらった」という者/4名(山形4、鹿児島4)「雇われた」、/名(山形)この問に対して回答しなはし者が/4名(山形13、鹿児島1)となっている。

前記2傾向に対する答を併せてみた場合、「安中という結果」

なかには「後で知った」、「借金(面接者が父)は知らないが母は知っていたらしい」本人が返済上自分ではえらんだ、あるいは「借金は返済しているが明らかに黙認している様子があるか」とえれた。」と調査員の注がつけられているものなどがある。「伝えられた」と答えた/2名のうち/名(山形5、鹿児島5)までは「安中」と答えて

取いは「後で知った」と答え、契約当時「娘の仕事は売春であること」を知らなかった」ことになっているにもかかわらず、受取った金額まで答えた者が7名、(山形4、鹿児島3)あり、金額は山形で2,000円/名、3,000円2名、1,000円/名、鹿児島で1,500円/名、1,000円2名、となつている。又、「はっきり知っていた」と答え、受取った金額を答えた者は3名で山形が2,000円/名、1,000円/名、鹿児島が1,500円/名となつている。(第30表参照)

第30表 “勤めにしつてから金をもらひましたか”

県	項目	計	もつと	惜りた	もらぬ	取れた	不明
山形		30	7	2	7	1	13
鹿児島		13	4	1	7	0	1

(2) 現在娘が売春を行っていることに対する感想について、
“何か何かと真面目な仕事はありませんか”の問に対する答えを通して「娘の売春行爲に対する親許の考え方」をきくと、全然、反省の跡もなく、「どんな道でも辛抱あればよい」、「2の悪虎が一番よいと思ふ」、「今の仕事を悪いとは思はぬ」、「国が認めている商売であり、近所にも同じ事をやっているのを見て知っている。」などとはっきり娘の売春を肯定している者が山形だけで7名ある。意見をしても本人がき、入れないから仕方がない、黙取させたいが外の仕事では収入が少なくなるから困る」と本人の意志に屈服したり、経済事情を述べたりしているが、結局は現状を肯定しているものが7名(山形4、鹿児島3)また売春行爲を否定している者には「最初女中のつもりで出したが誇が違ふのでつれ戻した」、「堅禁にさせたい」、「だまされて行つたから絶対にでも黙取させたい」などと答えたもの8名で、そのうち7名、(山形3、鹿児島4)の家庭は、調査員が親許を訪れたとき娘は、既に結婚して世帯を持っていたり、帰郷して黙取していた。また、「娘の仕事内容を知らない」と言い張る者及

びるを回避する者が7名、(山形4、鹿児島3)あつた。

(第31表参照)

第31表 “何か何かと真面目な仕事はありませんか”

県	項目	計	売春を肯定		売春を否定		回答回避
			今のままでよい	黙取させたいがで きまい	黙取させ たい	黙取させたいが もつて来ないで	
山形		30	9	14	0	3	4
鹿児島		13	0	5	1	4	3

次にさらに具体的な問題をとりあげ重ねて「収入が少なくなつては困りますか」と質問したのに対する答えから前と同じように親許の考えをうかがうと、前問に対して、「どんな道でも辛抱あればよい」と答えた親許が「今のままがよい」と言っているのと、やはり娘の売春を肯定している親許に「困る・現にこの仕事につく前収入が少なくて困つた」と現状を強く支持する態度のものが計2名(山形のみ)、親許の経済理由及び「本人が収入がへったら困るだろうから」と辨解しつ、「だから収入が少なくなると困る」の結論に到達しているものが16名(山形12、鹿児島4)、「収入は少なくなつても本人が堅禁になれることを望んでいる」ためで仕事があれば少し位少なくなつてもよい、困るが娘を売つてまでとは思わない。又既に黙取している親許で「今どうにか暮している」など経済問題より娘の身体が大けであると考えられているとみられるものが6名、(山形3、鹿児島3)ある。又家に送金していないから影響はない」と無関心な態度のもの7名(山形3、鹿児島4)回答を回避したもの10名(山形5、鹿児島5)となつている。(第32表参照)

“親がくらしに困るときは娘は親のために前借で働きに出しても仕方がないでしょうか”の問に対しては本人のためにもよいのだからよい、親子一階に生活の道を立てるために皆で働くのは当然である。」と全然反省の跡もなく、当然である」と答えた者が2名、(山形のみ)、「家をやめても本人の意志なら仕方がない

第32表 “月収が少なくなつては困りますか”

項 目	計	売 入 を 肯 定		売 入 を 否 定	無 関 心 の 数	回 答 面 数
		今のま まがよい	少くとも 同じ(買物 の減りで)	少くな つてもよい		
山 形	30	2	12	3	8	5
鹿 児 島	13	0	4	3	1	5

第33表 “親がふらしたる時は娘は親のために前借で働きに出しても仕方がないでしょうか”

項 目	計	当 然 と 思 へ ば	止 む を え な い		い け な い	意 義 不 明 瞭	不 明
			本人の意思では	食へないから			
山 形	30	2	6	9	7	4	2
鹿 児 島	13	0	0	6	7	0	0

「食べて行かなくては仕方がない」と、「止むを得ないから」と売春などのものに対しては批判をしながら結局肯定しているもの本前着6名(山形のみ)、後着15名(山形9、鹿児島6)「そんなことを考えてはいない」「悪いと思ふ」「親としてそんなことは考えない」「親はどんなに苦しくともそんな所だつたりやるんではなかつた」など、はっきり「いけない」と否定している者は14名(山形9、鹿児島5)であつた。(第33表参照)

また、「お金を入れれば、その仕事がいかな仕事でもかまひませんか」に対して「かまひない」と答えたものが11名(山形のみ)、具体的に回答としては「2のふつた商売がみとめられてゐる限りの仕事で儲けて差支えない」「国家が認めない商売ではない」、「娘の仕事を悪いとは思はない」「本人が幸せで、お金も入れれば差支えない」などである。「次に止むを得ない」と答えた者は18名あり、そのうちわけは二つに分れてゐる。第1は、「どうは思はぬが、本人がすすんで行つたのだから仕方がない」、「どうは思はないが本人が着物を着たがつたし、金使ひも

多いので仕方がない」と本人の意思を理由とするもの2名(山形のみ)、第2は「子供の生命を保持するために止むを得ない」、「他に食べて行けるさうな取がみつからなかつた」、「他に適当な仕事がない場合仕方がない」など「他の仕事では食べて行けないから」と、経済上の問題を理由とする者16名(山形12、鹿児島4)「どんな風に思つていない」「どんな悪い仕事はいけなない」とはつきり売春を否定したものが10名(山形2、鹿児島8)、不明々(山形3、鹿児島1)となつてゐる。(第34表参照)

第34表 “お金を入れればどの仕事がいかな仕事でもかまひませんか”

項 目	計	かまひない	止 む を え な い		い け な い	不 明
			本人の意思では	他の仕事では食へないから		
山 形	30	11	2	12	2	3
鹿 児 島	13	0	0	4	8	1

(3) 今後の娘に対する方針

今後「娘さんをおつしやうと思ひますか」の向に対する答を通じて、今後の娘に対する親許の方針をきとめると更生を希望してゐる者及び既に更生しており、このまま正しく生活させたいと願つる者と合せて21名あり、うちわけは「真面目な仕事につかせたい」が7名(山形1、鹿児島6)、世帯をもたせて身をつとめさせたい」が7名(山形のみ)売春婦から足を洗ひ、既に世帯をもつてゐるもの及び世帯をもつ約束が出来てゐるものの計が4、(山形3、鹿児島1)既に正業についでゐるもの(鹿児島のみ)である。

次に将来及び比較的前長期の意志に解される当分の間現状をきえさせることを考えていないと答へてゐるものは18名あり、そのうち「2の商売の中で仕上げさせたい」と現状の継続をもつて一生の方針と定めてゐるもの1名(山形)「本人の自由にかせる」、「着り付さにかせるより仕方がない」、「どうにもならぬ。どちらの役所にも今後厄介をかけると思つてゐるからよろしくたのむ

など「なり行き及び本人の意志にまかせる」と親許が娘の将来を積極的に心配していない者が6名（山形5、鹿児島1）「子供が成長するまで、当分のすすおいてもいい」「出来るなり働きたいけれど今のところお金がないから当分は帰されない」と、更生させたい意志はいくらうかがえるが、現実には積極性がない者11名（山形7、鹿児島4）、その他消息不明2、ヒロポン中毒と敗血症のため本人死がそれぞれ1（以上4名はいずれも山形）となっている。（第3表 参照）

第3表 今後娘さんをしてどうしようと思つていますか

県	項目	更生させたい			現状のままではおいていい			消息不明のため それを探し たい	本人死
		当面の 生活に ついて	仕事も させ たい	現在更生 しているの で帰せたい	帰せたい が 出来ない	なり行き 及び本人の 意志にまか せる	なまなか りたままに おきたい		
山形	計	22	1	7	3	0	1	5	9
鹿児島	計	13	6	0	1	3	0	1	2

以上、(2)(3)の問の3つの問に対する親許の回答にあらわれたものから、山形、鹿児島2地方の「娘を売る」としては「売春」に対する考え方の相違を可成はつきりうかがうことが出来る。即ち鹿児島の親の回答には売春婦となっている娘の現状をはっきり肯定しているもの及び、「本人の意志だから仕方がない」と親もとして無責任な態度をとっているものが1もないのに対して、山形には、転嫁をさせることを全然考えない親許が7（第3表参照）「お金さえ入れれば仕事は何をしてもいい」と言つたものが11名（第3表参照）その他、「本人の意志なら仕方がない」と親許としての責任を回避している場合が随所に認められる所など、「娘を売る」とか「売春を行う」とを「とくに悪いこと」「恥すべきこと」と考えていない環境があることが察付けられると思われる。さらに今後娘に対する方針の項で、親許で「世帯をもたせたい」と答えたものが山形のみ17名、又更生後既に世帯をもっているもの、或いは約束している者6名（鹿児島

1）あることなどからみても、常識として世間一般では一度嫁した娘の結婚が如何に困難であるかを考へてゐるのに対して山形では売春婦結婚に左程支障を来たすと考えていない様に見える。

この様なことは、これまでも随所にうかがわれたことであり、概して鹿児島に於いて、調査対象となつたものには、相当生活に窮したあげくか、本人または家庭の特殊な事情がある場合に「娘を売春婦にする」とことが行はれてゐると思われるのに対して、山形の調査対象となつたものには、「娘を売春婦にする」とを大して悪いことと考えない傾向があるといえるのではないだろうか。

なお本調査対象となつた世帯中、兄弟で売春婦となつており、その各々についての調査票が出ているものが鹿児島のみ2世帯あつたが、山形においても個別の調査票は作成されていないが、本調査対象となつた売春婦のきょうだいで売春婦となっているものが5人、男きょうだいで「作男として前借金を受取り他県に働きに出ている」と親が答えているものが2人いる。

22 娘さんが外に坊主に風をよりにもらったわ
けをくわしくきかせて下さい。

拌介人

勤 去 月 收

以 (仲介人又は場合) 仲介人にお金を切当てた
やつを 用 意する

22. 娘三九成やとはれた先で此九成上時をする
為効つてりまゝとたれ

23. 彼さんを勤めに出すとき先方(雇主)から
いくらかお礼を(惜)たか

24. その後娘さんから何か授けられますか
どんなことですか

25. 仕事について何かいって来たことはありますか

26. 娘さんから仕送りがありませんか
この位ですか。

改 (親水嬢の仕事が廃業である事を知つてい
る場合) 何れほかに奥西目者仕事台あり
せんか。

28. 見込が少くなつては困りますか

28 (親が親の仕事(既春)を知らぬ場合)母さんはいま……のよう
な仕事をしているのですけれど、ど
うしおらぬでしよう。

30 親がふたりに困るときには娘は親のため
に前借で働きでくも仕方ないで
しょうか。

31 お金さえ入ればその仕事かといふ仕事
業(読春)でもかまひません

32. どうして娘さんを付添に出さなければ
ならぬのですか。

38. 今後娘さんをどうしようと思つてゐる
ますか。

34. 我族は誰々ですか

[illegible]

35 頤居辣地はどの位ありますか

耕作地 田 江河田 計 也

所有地 田 也 畑 也 薪 也

36. 1ヶ月の収入はどの位ですか

〈家族会館の〉

同 年取

24 衆のふりしむきはどうか。

らく ちつと、 困っている
生活保護を 受けている、 受けていない

39. 暑熱の所感（衣服、顔色など）

一 表腹、夏 持通、ばるほる

顏色 良 普通 疲 牙

37 住宅について

所有別持家、結家、同體

建 坪 · 坪

室 数 室

量数 量 (現在してあるもの)

家の状態

44 今彼の希望、その趣、

c 調査員後記

氏名
調査番号
調査員
調査日

1. 訪問の経緯。

2. 一家の概況(どのような層層に属し、どうしてそうなったか)。

3. 生活状態(食料の程度、家族、住居などに対する印象)。

4. 娘の仕事に対する家人の考え(どう思っているか)。

5. 望長の感想。

村の概況

(1) どのような村か(どうして2のような家があるか)。

(2) 他の家ではどう思っているか。

1954年4月1日 謄写

1954年4月3日 発行

編集兼 労働省婦人少年局

発行人 労働省婦人少年局

印刷人 労働省婦人少年局

印刷所 東京都千代田区富士見町1の16

有限 協立社荏原印刷所
会社